

指定管理者制度導入施設の管理運営状況【対象年度:平成29年度】

※1～6:所管課記入、7:指定管理者記入、8～9:指定管理者及び所管課記入、10:指定管理者及び所管課記入(実施した場合)

所管部・課	文化財・生涯学習課
指定管理者	阿南町

1 施設名等

施設名	長野県阿南少年自然の家	住所 電話 ホームページ	下伊那郡阿南町西条2332 0260-22-3315 http://ananshonen.jp/
-----	-------------	--------------------	--

2 施設の概要

設置年月	昭和61年4月	根拠条例等	長野県少年自然の家条例																																										
設置目的	少年を自然に親しませ、団体宿泊訓練を行い、情操や社会性を豊かにするとともに、心身を鍛練し、もって少年の健全な育成を図るため																																												
施設内容	<p>◇管理・宿泊棟 鉄筋コンクリート造2階建 2,651.0㎡ 宿泊室 1階:洋室12室、2階:和室8室・リーダー室:4室 宿泊定員200名 その他 プレールーム(337㎡)研修室、食堂、浴室、談話室、事務室等</p> <p>◇野外施設 キャンプ場(炊事場、便所、倉庫):宿泊定員200名 約9,300㎡ 営火場、マレットゴルフ場、遊歩道等</p>																																												
利用料金	<table border="0"> <tr> <td>1 宿泊施設</td> <td>一般 25歳以上の者 1人1泊について</td> <td>1,050円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25歳未満の者 1人1泊について</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小・中学生 1人1泊について</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>2 キャンプ場</td> <td>一般 25歳以上の者 1人1泊について</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25歳未満の者 1人1泊について</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小・中学生 1人1泊について</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>3 日帰り利用料</td> <td>研修室 午前9時から正午まで</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>午後1時から午後4時まで</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>午後5時から午後8時まで</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>体育館 午前9時から正午まで</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>午後1時から午後4時まで</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>午後5時から午後8時まで</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>研修室及び体育館以外の施設 25歳以上</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15歳以上25歳未満</td> <td>200円</td> </tr> </table>			1 宿泊施設	一般 25歳以上の者 1人1泊について	1,050円		25歳未満の者 1人1泊について	700円		小・中学生 1人1泊について	350円	2 キャンプ場	一般 25歳以上の者 1人1泊について	600円		25歳未満の者 1人1泊について	400円		小・中学生 1人1泊について	200円	3 日帰り利用料	研修室 午前9時から正午まで	300円		午後1時から午後4時まで	300円		午後5時から午後8時まで	300円		体育館 午前9時から正午まで	900円		午後1時から午後4時まで	900円		午後5時から午後8時まで	900円		研修室及び体育館以外の施設 25歳以上	300円		15歳以上25歳未満	200円
1 宿泊施設	一般 25歳以上の者 1人1泊について	1,050円																																											
	25歳未満の者 1人1泊について	700円																																											
	小・中学生 1人1泊について	350円																																											
2 キャンプ場	一般 25歳以上の者 1人1泊について	600円																																											
	25歳未満の者 1人1泊について	400円																																											
	小・中学生 1人1泊について	200円																																											
3 日帰り利用料	研修室 午前9時から正午まで	300円																																											
	午後1時から午後4時まで	300円																																											
	午後5時から午後8時まで	300円																																											
	体育館 午前9時から正午まで	900円																																											
	午後1時から午後4時まで	900円																																											
	午後5時から午後8時まで	900円																																											
	研修室及び体育館以外の施設 25歳以上	300円																																											
	15歳以上25歳未満	200円																																											
開所日	閉所日は以下のとおり ・月曜日 ・国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の翌日 ・12月29日から翌年1月3日まで ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。																																												
開所時間	9:00～20:00 ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。																																												

3 現指定管理者前の管理運営状況

期間	管理形態	管理受託者又は指定管理者等
～平成21年度	直営	

4 報告年度の指定管理者等

指定管理者	阿南町	指定期間	平成29年4月1日～34年3月31日(5年間)
選定方法	非公募(随意指定)		

5 指定管理料(決算ベース)

平成29年度(A)	平成28年度(B)	差(A)-(B)	※(A):当該年度、(B):前年度(以下同じ)
26,600 千円	26,700 千円	-100 千円	
	増減理由	指定管理者更新時の事業計画額(収支計画額)のため	

6 指定管理者が行う業務

<ul style="list-style-type: none"> ・施設及び設備の維持管理に関する業務 ・少年自然の家の利用の許可に関する業務 ・少年自然の家の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務 ・青少年の健全な育成に資する事業の企画及び実施に関する業務で教育委員会が必要と認めるもの ・前各号に掲げる業務に附帯する業務

7 利用実績等

(1) 利用実績【指標：利用者数・利用件数・稼働率】

(単位：人、件、%)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成29年度(A)	1,466	2,574	1,976	2,831	3,563	1,615	1,370	760	539	341	273	1,471	18,779
平成28年度(B)	2,429	2,098	2,067	2,656	3,577	2,164	1,791	616	696	335	551	1,314	20,294
(A)/(B)	60.4	122.7	95.6	106.6	99.6	74.6	76.5	123.4	77.4	101.8	49.5	111.9	92.5
増減要因等	4月の学校利用が昨年に比べ減ったため。また、12月以降施設改修に伴い日帰り利用人数(マレットゴルフ)が減ったことによるもの。												

(2) 利用料金収入

(単位：千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成29年度(A)	139	636	302	396	1,089	419	172	117	59	12	36	348	3,725
平成28年度(B)	414	412	248	180	1,022	449	163	31	44	0	30	242	3,236
(A)/(B)	33.6	154.5	121.6	219.6	106.5	93.2	105.8	375.0	134.7	#DIV/0!	120.0	143.6	115.1
増減要因等	利用料金の見直しによる増加。												

(3) 利用料金見直しの状況(前年度と比べて)

見直しの有無	見直した場合はその内容	
有	宿泊施設	
	一般 25歳以上の者	1人1泊について 900円→1,050円
	25歳未満の者	1人1泊について 600円→700円
	小・中学生	1人1泊について 300円→350円
	[新設] 研修室及び体育館以外の施設(日帰り利用)	
	一般 25歳以上の者	1人につき 無料→300円
	25歳未満の者	1人につき 無料→200円
	小・中学生	無料
	キャンプ場	
	一般 25歳以上の者	1人1泊について 300円→600円
	25歳未満の者	1人1泊について 200円→400円
	小・中学生	1人1泊について 100円→200円

(4) 開所日・時間の見直し等の状況(前年度と比べて)

開所日数	開所時間	見直しの有無	見直した場合はその内容
平成29年度(A)：315日	平成29年度(A)：9:00～20:00	無	
平成28年度(B)：316日	平成28年度(B)：9:00～20:00		

(5) サービス向上のため実施した内容

- ・ウォークラリー上の安全点検を日常的に実施し、危険個所の把握やハチの巣駆除などに努めている。また熱中症予防のため、給水ポイントを設けるなど、利用者の安全に留意している。
- ・大きな団体に対して野外炊事場は手狭であるため、雨天でも実施できるよう常時施設以外にブルーシートで屋根を作るなどして対応している。
- ・食事では食物アレルギーの子供が多くなり、保護者に直接連絡し、事故が起こらないための配慮をしている。
- ・冬場は部屋の暖房だけでは寒いので、湯たんぽを用意し貸与した。

(6) その他実施した取組内容

- ・玄関前の駐車スペースが狭かったため拡幅工事を行った。(マイクロバスが入ってきても切り返しができるようになった。)
- ・ウォークラリーコースの下見では職員も同行し、事前踏査を実施している。

(7) 利用者の主な声及びその対応状況

- ・野外炊事場トイレが和式汲み取り式のため使用できない障害者や使用を怖がる支援を必要とする子供が多い子供が多い。平成30年度水洗洋式トイレへの改修が予定されている。
- ・天候や子どもの状況に応じて、職員が親切で柔軟に対応してとても気持ちよく利用できたと満足の声が多かった。
- ・冬期館内は寒く、廊下等の暖房について要望がある。

8 管理運営状況(実施状況及びそれに対する評価を記入)

※項目は施設の状況に応じ加除修正してください。

項目	指定管理者	所管課	評価
施設の目的に沿った管理運営	協定書や仕様書及び事業計画書に基づき、適正な管理運営を行った。また、施設利用者が安全安心な活動を行えるよう、施設の点検、修繕に心掛けた。	協定書及び仕様書等に基づいた管理運営を実施したと認められる。	B
平等な利用の確保	利用については受付順を基本としているが、希望が重複する場合は連絡、調整を行ない、各団体の理解と協力の上で平等な利用の確保と利用計画を立てている。	原則受付順としながらも、多くの団体が利用できるように調整を行っており、概ね平等な利用の確保が図られている。	B
利用者サービス向上の取組	成果のある活動に向け、各団体との事前打ち合わせではプログラム作成の支援を行ない、利用者のニーズをプログラムに反映させている。利用後のアンケート評価については業務を継続的に改善するためのPDCAサイクルとして反映させている。	利用者が必要とするサービスの提供に努めたと認められる。アンケート等を通じて利用者の意見・要望を把握し、それに迅速に対応した。	B
自主事業	・地域の特性を活かしながら子どもの自立支援2事業、親子のふれあい支援10事業行った。また高齢者の健康維持、向上支援のためにマレットゴルフ大会を5回実施した。 ・過去の事業内容を精査し、参加者が少なかった事業の内容を見直し、新規事業を計画することにより参加者確保につなげた。	宿泊を伴う自主事業や、地域の資源を活用した特色ある自主事業に取り組んでいることが認められる。	B
職員・管理体制	小・中・高、それぞれの教職経験を持つ職員やクラフトの専門知識、技術を有する職員がその知見に基づき、適切にプログラム支援を行っている。	仕様書及び事業計画書に基づく職員配置が行われ、適正な管理が行われたと認められる。	B
収支状況	計画外の施設修繕があり修繕費が多くなってしまったが、光熱水費や、消耗品費など需用費の経費削減を行い、適正な運営に心掛けた。	経費削減に努めていることが認められる。	B
総合評価	職員の迅速で柔軟な対応により、利用者が安心、安全に活動できる施設運営ができた。	事業計画書等の内容に沿って、良好な管理運営が行われたと認められる。	B

- <評価区分> A:仕様書等の内容を上回る成果があり、優れた管理運営が行われている。
 B:おおむね仕様書等の内容どおりの成果があり、適正な管理運営が行われている。
 C:仕様書等の内容を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要である。
 D:仕様書等の内容に対し、重大な不適切な事項が認められ改善を要する。

9 施設管理運営の課題

項目	指定管理者	所管課
施設の管理運営の課題	施設の老朽化に伴い、1件100万円以上の修繕箇所があるため、施設管理者の協力が必要になる。 所の活動として、自然体験学習を掲げているが、野外炊事場では雨天の場合100名以上の利用団体は手狭なため、野外炊事場の拡張などが望まれる。 冬期間の利用促進が必要であるため、新規事業等の計画や広報活動の見直しを検討している。	・施設及び設備の劣化等の課題に対しては、県全体のファミリーマネジメントの中で計画的に修繕を行っていく。 ・近隣施設・組織と密に連携を取りつつ、さらに魅力的な事業の実施・発信に努められたい。

10 第三者評価で指摘された事項の管理運営等への反映状況(第三者評価実施年度の翌年度以降に記載)

【実施年月日:平成 年 月 日】

第三者評価における指摘・意見等	管理運営等への反映状況	
	指定管理者	所管課